

1 通所サービスA費算定構造表

: 令和6年6月1日改定部分

基本部分			注
			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
区分	対象者	単位数(日割)	1回につき +10単位
ア 通所サービスA費	要支援1 事業対象者	1回につき 245 単位 ※1週に1回まで	
	要支援2	1回につき 245 単位 ※1週に2回まで	
イ 生活機能向上グループ活動加算			
(1 回につき			+
20 単位)			
ウ 送迎加算 (片道につき)	(1 回につき	+	32 単位)
エ 入浴加算	(1 回につき	+	30 単位)

: 支給限度額管理の対象外の算定項目